

第19日目（9月19日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は、21名であります。なお、消防長から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は、お手元に配付した議事日程（第10号）のとおりといたします。

○議 長 日程第1、請願第1号 30人以下学級実現、教職員定数の改善、働き方改革、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。総務文教委員長・鈴木一君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○鈴木総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会に付託されました案件につきましての審査報告を行います。

期日は、令和7年9月5日金曜日、委員の出席は7名全員であります。議長からも出席をいただきました。

請願第1号 30人以下学級実現、教職員定数の改善、働き方改革、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書についてであります。紹介議員であります梅沢議員から出席いただき、説明をいただきました。

質疑では、全国的に子供の減少で学級が30人以下となっていることがあると思うが、そういった状況について数字をつかんでいるかという質問がありました。これに対して、子供の減少により30人以下学級となっていたり、複式学級となる寸前といったことも散見されている。子供の減少により、学校が統合・合併し、学級の人数が30人以上となる状況が出てくる場合もあると思われる。学校の多忙感が大きいため、教員のなり手がいないという状況からも、国が制度として確立し、学校が子供たちにとってよい環境になるよう改善が必要だという答弁が紹介議員よりありました。

そのほかに質疑はなく、質疑を閉じ、討論を行いました。討論はありませんでした。討論を閉じ、採決を行い、賛成者全員でありました。よって、請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は、起立によって行います。

請願第1号 30人以下学級実現、教職員定数の改善、働き方改革、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書に対する委員長の報告は、採択であります。本請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第2、第84号議案 令和6年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、及び日程第3、第86号議案 令和6年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、以上2議案を一括議題といたします。2議案について、産業建設委員長・永井拓三君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○永井産業建設委員長 それでは、産業建設委員会に付託されました2議案に関しまして、審査報告を行います。

第84号議案 令和6年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、及び第86号議案 令和6年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてご報告申し上げます。

期日は、令和7年9月4日木曜日、出席委員数は6名全員でございました。議長からも出席をいただいております。執行部からは、上下水道部長、水道課長及び水道業務係長、水道工務班施設主幹、水道工務班工事主幹、下水道課長、下水道業務係長、下水道工務係長の出席を求めました。

それでは、第84号議案からご説明いたします。水道事業会計決算資料に基づきまして、総括を説明いただきました。特に発電機の更新であるということと、上田地区の深井戸の水源地の工事が完了したという報告の後に、経営の状況についての説明がありました。経営は14億1,647万円、前年度比1.2%減の事業最終損益が7,003万円の純利益ということの説明がございました。

その後、事業計画に基づいての説明があり、地域別水源方式に向けて塩沢地域の非常用水源井戸整備をさらに加速するという報告がありました。そのほか、地盤沈下への影響調査を実施して実用化を判断する計画であるということの説明がありました。そのほか、配水管の更新に関して交付金の特定財源確保や、ほかの事業と同時施工で経費の削減を図る。また、配水池等の機械電気設備は計画的に更新するということの計画がありました。また、有収率の改善に努めるというようなお話がございました。

それに基づきまして、委員からは幾つかの質問があり、まず代表的なものとして有収水量

の改善について、今シーズンはかなり水が出たということでありました。これに関してウグイのへい死後における使用料の変化があったことで増えたという説明がございました。

そのほか、大口使用者の獲得は企業誘致をもって進めるべきではないかという質問がございましたが、現段階では情報が得られていないこともあり、工業団地のスペースであったり様々な問題から、工業団地へ工場は進出してもらいたいのだけども、なかなか誘致に関しては難しいというような回答がございました。その後、討論を行い、賛成討論が1件、反対討論が1件、その後、採決を行い、賛成多数でありました。

第86号議案に関してです。総括に基づきまして、最終損益1億4,680万円の純利益だという報告があり、毎年10億円前後のペースで企業債残高が減少しているということで、順調にそれは推移しているというふうに捉えているという説明がありました。

経営戦略の改定を行い、課題の整理、改善等の検討を行い、不明水の対策により経費削減に取り組むという戦略が発表されました。その後、事業計画は有収率の向上、不明水対策としてのマンホールの蓋の更新工事を実施して、不明水についても最重要施策として取り組んでいきますということが発表されました。そのほか、令和9年度以降の污水管改築に国費支援を受けるため、ウオーターPPPの導入についての検討をしていますというような説明がございました。

続きまして、代表的な質問を幾つか述べますと、使用料の改定の件は、その中で上下水道の審議委員会でも使用料は何回か協議をすることに対しての研究はいかがかというようなお話でしたが、それに対して何度も経営戦略の策定をして、上下水道審議委員会等でも協議をしているという回答が得られました。そのほか、先ほどもお話したようにディスポーザーの導入に関しての質問がありました。ディスポーザーの導入は令和6年度は4件の申請があったが、令和7年度はゼロでなかなか伸び悩んでいる状況であり、その理由としては、費用が高額であることが言われているというような回答で、なかなか進んでいないというお話がございました。

その後、賛成討論と反対討論が1件ずつあり、採決を行い、賛成多数で認定するべきものと決定いたしました。第84号議案、第86号議案ともに、賛成多数で認定するべきものであるということに決まりました。

以上でございます。

○議 長 2議案を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論と採決は、1件ずつ行います。

第84号議案 令和6年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、日本共産党議員団を代表して、第84号議案 令和6年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場で討論に参加いたします。

これまで一貫して水道料金の引下げを求めてきましたが、根本的な解決にはなっていません。水道事業は令和5年9月から口径別料金体系に移行しましたが、これはこれまで長年要求してきたことであり、口径別料金体系への移行は評価しますが、基本料金が高過ぎて料金体系への移行を実感することができません。基本料金をさらに下げ、10立方メートル以下の使用者が引下げを実感できるような料金体系にすべきです。また、この料金改定に併せて福祉減免制度を廃止したことは許せません。制度の復活を求めるものです。

県下一高い水量料金の引下げは多くの市民の切実な願いです。コロナ禍に苦しまれてきた地域経済も徐々に回復していますが、まだ完全に回復したとはいえ、厳しい状況が続いています。また、新型コロナウイルス感染症拡大もなかなか収まりません。さらに引き続く物価の高騰は市民生活を直撃しています。今回の決算では純利益を7,003万円確保していますが、高料金対策の繰入れがなく苦しい経営状態が続いています。こうした下では、水道料金の引下げの方向性は全くありません。

南魚沼市の水道料金が高い根本原因が、畔地浄水場を中心とする過大投資にあったことは明らかです。今後の方向性として地域別水源方式に向けた準備が進んでいますが、これが市内全域で実施可能かも不明です。仮に全域で実施できたとしても、その後の料金引下げは盛り込まれていません。早急に方向性を定め、料金引下げに向けた明確な方向性を示していくべきだと考えます。

以上の点から、令和6年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について反対いたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 第84号議案 令和6年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、南魚みらいクラブを代表し、賛成の立場で討論に参加いたします。

令和6年度の水道事業は、決算書、経営分析資料ともに特段の問題はないと考えます。貸借対照表から負債が増加している部分を検討しましたが、その原因が企業債の増加と未払金によるものであることから、懸念するものではありませんでした。

令和6年度は、将来に向けた経営戦略の改定を進めた1年と捉え、多方面からの推察、試算を行ってきた年度であると思います。最近では、給水の制限や停止により生じた損害の責任を行政に求める判決が出ていることから、非常時にも安定的に供給できるよう、地域別水源方式の整備に向けて動きだしたことは大いに評価できます。

最後に、水道料金の評価をいたします。前年度解消した、いわゆる逆ざや状態は再び原価割れの状態に戻りました。しかし、公営企業を運営する上で大きな黒字化をする必要は全く

ないと考えております。行政が投資による市民サービスの向上を目指す以上、一定の赤字は市民の利益であります。引き続き、バランスの取れた利益設定による健全な運営を期待し、賛成討論といたします。皆様の賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第 84 号議案 令和 6 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 84 号議案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議 長 第 86 号議案 令和 6 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 86 号議案 令和 6 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、日本共産党議員団を代表して、反対の立場で討論に参加します。

南魚沼市の下水道事業は、企業会計に移行して 6 年目の決算です。当市の下水道料金は県下で一番ではありませんが、県内トップクラスです。水道料金と合わせて市民には重い負担になっています。今年度決算では、市の一般会計からの繰入れ 13 億 3,088 万円に加えて、国や県からの補助金で 1 億 4,681 万円の利益を計上しています。繰入金の中には、基準外の繰入れも含まれており、厳しい決算内容と言わなければなりません。また、期末の資金残高も 2 億 2,316 万円と期首の 2 億 2,351 万円から僅かに減少していて、厳しい資金繰りが続いています。

また、農業集落排水の県流域下水道への接続は令和 4 年度内に完了しましたが、この施設の機械電気設備については減耗資産として処理されています。これは今後、減価償却費を減らしていく上でも必要な措置ですが、建物本体などは除却ができず今後も遊休資産として残り、この遊休資産を抱えていかなければなりません。資本金が少ない中で多くの遊休資産を抱えていくことは、今後の経営の足かせになります。改善してきているとはいえ、実質的には債務超過に近い状態に変わりはないのではないのでしょうか。これは水道会計が畔地浄水場への過大な投資によって高料金から抜け出せない状況と同じではないのでしょうか。

下水道料金は水道使用量によって決まるわけですが、水道事業では令和 5 年 9 月から不十

分ながらも口径別の料金体系に移行し、基本料金に使用量に応じた料金を加算する料金体系になりました。使用量の少ない、経済的に大変な方々を救済するためにも基本料金を安くし、使用量に応じた加算を行う料金体系の採用を求めるものです。

以上、南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 おはようございます。それでは、第86号議案 令和6年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、私は市民サービスを受けられることは大変ありがたいという思いがあります。それこそ、令和6年1月に埼玉県で起きた下水道陥没事故によって、あの周辺の人たちはトイレに影響が出て非常に難儀をしたと思います。商売ができない、仕事ができない、生活ができない、一時はホテルに避難したとかそういうこともあります。

また、東京のあるところでは、タワーマンションの地下が水没したときには、タワーマンションのトイレを使うなどという話があったのですけれども、使ったりして上層階と下層階で戦いになったとかいろいろなことがあります。そういうふうにタワーマンションになると、マンションの設備が壊れたということでもちょっと違うかもしれませんが、やはり下水道というのは私たちの生活に非常に影響するものであります。水道もそうです。病院もそうです。いろいろな市民生活を守るということに、本当にこれからも力を入れて、市民からちょっとしたミスとか、ほかであったミスがこの市で出ないように、これからも一生懸命、市として取り組んでいっていただければと思います。

そういう点を私は評価しまして、第86号議案について、賛成の立場で討論をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第86号議案 令和6年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第86号議案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第4、第81号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第5、第82号議案 令和6年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定

について、日程第6、第83号議案 令和6年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第7、第85号議案 令和6年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、以上4議案を一括議題といたします。4議案について、社会厚生委員長・目黒哲也君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会に付託されました4件についての審査結果をご報告いたします。

期日は令和7年9月3日水曜日、委員の出席状況は7名全員、議長からも出席をいただきました。審査の内容であります。それぞれ関係いたします執行部より部長、課長、説明員から出席をいただき、決算書、決算資料等の説明を受けた後、質疑を行い、審査をいたしました。4件について簡潔に審査報告をいたしますが、時間がかかりますのであらかじめご了承ください。

まず、第81号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてでございます。決算額は、収入済額51億2,869万円、支出済額50億7,544万円で、歳入歳出差引額は5,325万円を翌年度に繰越しいたしました。

世帯数及び被保険者数の状況は、年度末現在で前年度から300世帯減の6,895世帯、被保険者数は710人減の1万265人でございます。そのうち64歳以下が301人減、65歳以上の前期高齢者が409人減と、それぞれ大きく減少しており、これは団塊世代の75歳到達による後期高齢者へ移行したということでございます。団塊の世代が移行した4年前ぐらいと比べると2,000人ほど減っております。この三、四年で大幅に減少したことになります。

さらに、最近では60歳以上あるいは65歳以上の人でも働いて社会保険に加入している人も多くなっていることも、副次的な要因として現れていると思っております。また、制度の影響もあり、市全体の人口減少率よりも高い率で被保険者数が減少している状況にあります。

保険税の状況については、被保険者数の減少に伴い前年度から調定額で大幅に減少しております。また、現年度分1世帯当たりの額も3,319円減、1人当たりの額も302円の微減となり、若干所得の減があった関係で減少していると考えております。

収納率は前年度比0.2%増の92.6%で、これは支払い方法の多様化や国民健康保険税を優先した収納対策に取り組んだ成果と考えております。

国民健康保険事業費納付金については、医療費介護分は減少しておりますが、支援分は高齢者の増加に伴い増えております。全体としては、2,146万円減となった一方で、1人当たりの額では増えている状況でございます。

医療費の支払い状況については、療養給付額は総額で2億3,636万円の減であり、1人当たりの給付にしますと3,590円の減額でございます。減額になった要因は、複合的なものがあると考えておりますが、被保険者数の減少であると思っております。

受診件数と受診率については、受診件数、受診率ともに減少し、それに伴って費用額も減少しておりますが、訪問看護だけは受診件数、受診率、費用額の全てが増加している状況で

ございます。

特定健診と特定保健指導の状況は、特定健診の受診率は前年度比 0.9%増の 50.2%で、コロナ禍以前の受診率にようやく回復した状況でございます。特定保健指導については、対象数の減に伴い減少しております。

支払準備基金については、最終的には 7,800 万円の取崩しで決算となりましたが、令和 6 年度の運用利子を加え、年度末基金残高は 8,323 万 6,751 円となりました。なお、令和 7 年度に支払準備基金からの繰入れを予定しておりましたが、3,000 万円を取りやめて支払準備基金に 2,325 万円ほど積み立てることができたため、最新の残高は 1 億円を少し上回る程度に回復している状況でございます。今後、国の前年度交付金の精算返還金などがありますので、少し変動が生じると考えております。

以上の概要説明があった後に、決算書に基づき詳細説明があり、質疑応答になりました。活発な質疑応答があった後に、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、第 81 号議案は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、第 82 号議案 令和 6 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてでございます。決算額は収入済額 7 億 5,783 万円、支出済額 7 億 4,029 万円で、歳入歳出差引額 1,753 万円を翌年度繰越いたしました。

被保険者数の状況は、令和 7 年 3 月末現在、前年度比 0.9%増で 287 人増えて 1 万 12 人となりました。保険料の状況は、令和 6 年度に 2 年に一度の保険料の改定年に当たり、4 年ぶりに保険料が引き上げられました。所得割率は 8.61%、均等割額が 4 万 4,200 円での賦課徴収となりました。

調定額、収入額及び収納率については、調定額、収入額は被保険者数の増加と保険料の引上げにより 8,000 万円ほど増加しております。合計の収納率は、現年度分と繰越分を合わせて 99.7%で、前年度比 0.3%増となりました。現年度の 1 人当たりの額も保険料改定により、調定額、収入額ともに前年度比 13%増となっております。

保険給付の状況については、保険給付費合計では 5,967 件増で 1 億 2,545 万円、1.8%増となりました。保健事業については、人間ドッグの助成人数は前年度比 70 人増の 271 人ございました。

高齢健診については、受診人数は前年度比 247 人増の 2,294 人、受診率は 2.5%増の 25.5%でありました。これは対象者の増加によるものと、健診が習慣化してきていると見ております。歯科健診については、前年度比 142 人減の 241 人、受診率は 7.8%減の 17.1%ございました。減少の要因は特定できておりませんが、市内の歯科医院の減少に伴い予約が取れない話も聞こえておりますので、その影響もあると考えております。

以上、概要説明があった後に、決算書に基づき詳細説明があり、質疑応答になりました。活発な質疑応答があった後に、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で第 82 号議案は認定すべきものと決定いたしました。

続いて、第 83 号議案 令和 6 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてでございます。

す。決算額は、収入済額 71 億 1,945 万円、支出済額 67 億 9,477 万円で、歳入歳出差引額 3 億 2,468 万円を翌年度に繰越しいたしました。

保険料不能欠損処分についてですが、不能欠損額は前年度比 17%減、74 万 8,400 円で、該当者は前年度から 4 人減って 23 人、処分理由については令和 5 年度と同様に、生活困窮が一番の原因となっております。保険料の滞納については、2 年以上の滞納者は令和 5 年度の 2 人から 1 人増え 3 人となっております。

施設状況については、第 9 期介護保険事業計画による施設整備はありませんでした。居宅サービスでは、通所介護は既存の 2 つの施設を廃止して一つの施設に統合し、建て替えて新規開設がございました。また、特定施設入所者生活介護は、サービス付きの高齢者向け住宅から介護保険施設である特定施設へ転換し、36 床増加いたしました。

施設サービスでは、短期入所生活介護の 10 床を特別養護老人ホームに転換したことで、入所定員が 10 人増えました。地域密着型サービスでは、看護小規模多機能型居宅介護の定員が 11 人増となりましたが、地域密着型通所介護は 1 施設が廃止し、定員が 18 人減少となりました。特別養護老人ホーム待機者の数は年々減少してきておりますが、施設側からは入所者がすぐに決定しないこともあり、空所となる期間が長くなっていると聞いております。

以上の説明の後に、決算書に基づき詳細説明があり、質疑応答になりました。活発な質疑応答の後に、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、第 83 号議案は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、第 85 号議案 令和 6 年度南魚沼市病院事業会計決算認定でございます。初めに病院事業管理者より病院事業の概要と取組の視点を概括的に説明がございました。令和 6 年度は医療・介護・障がいのトリプル改正という 6 年に一回の歴史的な年だったが、診療報酬のマイナス改定という厳しい条件の中で、新潟県内の医療機関は報道されているように非常に厳しい経営状況の中にあります。

その中で、南魚沼市病院事業は医療の再々編を行い、構造転換を図った年でございました。市民病院の回復期リハビリテーション病棟のスタート、ゆきぐに大和病院を診療所化し、大和地域包括医療センターの開設、石打丸山スキー診療所の開設、在宅療養支援センターの開設、また待ち時間解消システムの導入、そして市民病院が令和 7 年度から協力型臨床研修病院になる手続を開始している。

以上のような説明の後、時系列に報告があった後に、経営管理部長よりゆきぐに大和病院事業と城内診療所事業の決算概要の説明がございました。令和 6 年度ゆきぐに大和病院事業決算の概要については、収益の合計で前年度比 865 万円増の 3 億 1,038 万円、費用は合計で前年度比 1,740 万円増の 2 億 6,194 万円、差引きで前年度比 874 万円減の 4,844 万円の黒字となりました。

続いて、令和 6 年度城内診療所事業決算の概要は、外来患者数は年間 2,101 人、1 日平均 21.4 人、通所リハビリは年間 1,304 人、一日平均 13.3 人で、外来と通所リハビリ合計で 3,405 人、1 日平均 34.7 人が来所しております。職員体制は医師、看護師、理学療法士、診療放射

線技師、事務、運転手の合計 11 人体制でございます。

収益の合計は、前年度比 276 万円増の 3,107 万円、費用の合計は前年度比 691 万円増の 4,144 万円、差引きで前年度比 414 万円減の 1,037 万円の赤字であるとの説明があった後に、決算書に基づき詳細説明がございました。その後、活発な質疑の応答の後に、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、第 85 号議案は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、長くなりましたが、社会厚生委員会に付託されました 4 件についての審査報告とさせていただきます。

○議 長 4 議案を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論と採決は、1 件ずつ行います。

第 81 号議案 令和 6 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第 81 号議案 令和 6 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場で討論に参加します。

令和 6 年度は、終わることのない物価高騰に市民生活は圧迫され、長引く中、出口の見えない経済状況に誰もが疲れ果てていた 1 年だったと言えます。加えて、マイナンバーカードへの保険証のひもづけにとどまらず、紙の保険証廃止が強行されました。マイナ保険証関連の事務経費については、国からの交付であったとしても事務負担は大きく、役所の窓口だけでなく、医療機関の窓口でも混乱がありました。何より住民、特に高齢者の多くが不安を抱きました。これが反対の 1 つ目の理由です。

反対理由の 2 つ目は、保険料額があまりに高過ぎることです。令和 6 年度国民健康保険決算資料によれば、国民健康保険加入者は世帯数、被保険者数とも減少が続いています。国民健康保険は自営業者、農家などの加入者よりも、65 歳以上の年金生活者などの無職や非正規労働者などの低所得者が多くなっています。国民皆保険の最後のとりでとして、他の医療保険に加入していない人は全て国民健康保険に加入することになっています。

しかし、国民健康保険税の負担額は協会けんぽ加入者と比べて 1.5 倍から 2 倍近くに上り、特に南魚沼市は県下でも常に高額で、低所得者にとってはもちろん、多くの市民にとっても耐え難い負担となっています。年金だけで暮らせず、年齢を理由に給料が下がっても我慢して仕事に通っている高齢者がたくさんおられます。

もちろん社会保険への加入はさせてもらえず、高い国民健康保険税を払わなければならな

い方がほとんどです。仕事を優先するためによくよく具合が悪くなるまで、医療機関を受診しないという話も聞きます。命に関わる問題であり、病気の早期受診、早期発見による医療費抑制の観点からも大きな問題です。

国の制度として行われるようになった未就学児の均等割の5割軽減についても、その拡充はいよいよ切実です。子育て世帯の負担は、年齢が上がるほど大きくなっています。

日本共産党は対象年齢の拡大と半額ではなく、全額公費負担を少子化対策、子育て応援の立場からも実施すべきと求め続けていますが、地方自治体としても強く国に求めるべきと考えます。

国民健康保険制度は一地方自治体の努力で解決できる問題ではありません。しかしまた、それほどに深刻であるからこそ、福祉の機関である市町村が努力すべき課題だと考えます。出産育児一時金の制度は、少子化対策、子育て応援の施策として大いに評価したいと思いますが、こうした積極的施策をさらに拡充させることが重要と考えます。

あわせて、子供の均等割の廃止や市長も容易に賛成し難いとおっしゃっている保険料水準の都道府県統一化について中止することなどを国に求め、市としても保険税軽減のための独自の努力措置を取るべきです。そうしてこそ、子育て応援のメッセージが市民に伝わり、市政に対する市民からの信頼や協力も得られるものと考えます。

この点を明確にし、令和7年度の予算執行及び令和8年度の予算に反映いただくことを求め、令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 それでは、未来創政会を代表いたしまして、第81号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。

私も議員になってずっとこの予算、決算について賛成をし続けてかれこれ8年目になりました。8年目なので過去の発言を見てみたところ、あまり代わり映えがしないということで、あまり決算の討論がうまくなくて申し訳ないと思うのですけれども。

先ほど反対者の方がおっしゃったとおり、これはもう本当に一自治体でできる問題ではないというのは私もそう思います。実際にそうだと思います。ただ、それはそうと言ったところで、我々としては努力するしかないというのが現状だと思います。実際に今回、決算の数字を見てもやはりかなり人数も減ったし、収納額も減ったということで、保険者の方々には大変な苦勞をおかけしているとは思っています。

そして昨日、実は私が今日、討論をするのを知っていたのかのごとく、国民健康保険に入られている方から非常に高く大変だという話をいただきました。それで、私はそれだけ高く納めているのだけれども、全然健康で病院にも行っていない、年末に市長から感謝をしてもらいたいくらいだと言われましたので、そのこともあえて言おうかと思っております。でも逆に考えると、そういった方々がいて、医療費が下がれば当然、国民健康保険会計の料率も下が

ってくるというのがあるので、ぜひ頑張ってくださいというふうに私は申し上げました。

とにかく今、我々がやるべきことは、独自の努力を続けて、そして反対者もおっしゃいましたけれども、やはり医療費水準に関わる問題が本当に大きな問題になってきます。医療費水準を反映させないというならば、だったら国・県が直接責任を持って医療費水準を上げていく。また、医療費の適正化を図るのをやはり1つやっていただかなければなりません。それは本当に市長からも国・県に求めていただきたいと思います。

そういった中で、ただそうは言ってもやはり利益者負担という面から、我々も被保険者の方も一緒になって努力して、できるだけ保険料率を抑えながら国民皆保険の最後のとりである国民健康保険を守っていく、そういう覚悟で我々は望むべきだと思います。その努力が私は今回の令和6年度決算には見えたので、この決算を認定して終わりたいと思います。ぜひ皆様の賛成を心よりお願い申し上げます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第81号議案 令和6年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第81号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第82号議案 令和6年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第82号議案 令和6年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

後期高齢者医療制度は、75歳になると自動的に家族とは別枠の医療保険に強制的に囲い込まれ、負担増と差別医療を押しつけるもので、うば捨てと言える制度です。75歳を過ぎてもなお生きがいのためではなく、食いつなぐために安い賃金でも我慢して働かざるを得ない方がたくさんおられます。そんな中で、度重なる保険料の値上げが行われ、高齢者の暮らしをさらに圧迫し、ただでさえ少ない年金から強制的に天引きされ、生きていけないと高齢者の怒りを買っています。

本来であれば定年後に、これまで働きづめで時間がなくてできなかったボランティア活動

でもやろうか、のんびり旅行でも楽しもうかといった、生きがいや社会貢献などに時間を使えるようになる年代であってしかるべきだと思いますし、高齢者がこうした時間の使い方ができることが経済を活性化させ、健全な経済活動につながるものと考えます。しかし、そうしたことができる人は、ほんの一握りしかいません。

厚生労働白書は、社会保障は生活上のリスクを軽減し、生活への安心を提供するとありますが、後期高齢者医療制度は全くその逆の制度であると言わなければなりません。その上さらに、医療費窓口負担は原則1割を、所得によっては2割負担に引き上げられました。このどこが生活上のリスクを軽減し、生活への安心を提供するものだと言えるのでしょうか。差別と負担増のこうした制度を廃止し、年を取っても安心して医療が受けられる制度に変えていくべきです。

国の制度であり、適正に管理運営することが市の役割であるとの主張がありますが、住民を苦しめるこうした制度に対し、異議を唱えることも地方議会の大きな役割だと考えます。あわせて、地方自治体の真の役割は、国の悪政から住民の命と暮らしを守ることであることを訴えて、反対討論といたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第82号議案 令和6年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、市民クラブを代表し、賛成の立場で討論に参加いたします。

歳入総額7億5,783万円、歳出総額7億4,029万円、単年度収支は517万円の黒字となりました。保険料は5億7,407万円で、収納率は0.3ポイント上がって99.7%ですが、不能欠損額は10万円で前年度より5万円増加しました。被保険者の推移を見ますと、65歳から74歳の障がい認定者は22人減少し81人でしたが、75歳以上の高齢者は309人増えて9,931人、合計では287人増加の1万12人になりました。

被保険者数の増加に伴い、保険給付の特に入院費が毎年増加し、保険給付費合計では1.8%増加しました。個人の医療費負担は、令和4年10月から令和7年9月末までは、所得により窓口負担が2割になる人には、外来医療費の上限額を設け負担を抑える配慮措置があります。配慮措置は単身世帯で年金とその他所得の合計が200万円以上、2人以上の世帯で年金とその他所得の合計が320万円以上という基準ではありますが、物価高騰の続く中で継続的に通院が必要な高齢者にとって配慮措置の終了が必要な医療を控えることにならないか心配です。以前のように、家族の扶養になって医療を受けられたときとは違い、反対者の懸念に共感する点もあります。しかしながら市でできることは限られており、今後の課題ではあります。

被保険者数の増加が続く見込みの中で、高齢者の負担を軽減しながら、保険事業を安定的に運営するには、病気予防と重症化予防に力を入れることが重要です。令和6年度は高齢者健診と人間ドッグの受診者が増えていること、認知症予防の補聴器等購入費助成事業の定着、介護認定者の減少と要介護になる年齢が上がっていることは、高齢者の保険事業と介護予防の一体的取組の成果と評価します。よって、令和6年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決

算は認定すべきものと考え、賛成するものであります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 82 号議案 令和 6 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 82 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 83 号議案 令和 6 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第 83 号議案 令和 6 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

監査委員の令和 6 年度決算及び基金の運用状況、審査意見書は、前年と同様に第 9 期高齢者福祉計画においては、高齢者人口の継続的な増加と介護老人福祉施設の利用者の増加に伴い、介護保険料の改定を実施したが、今後も前期高齢者から後期高齢者へのシフトが進み、一層の介護サービスの充実が求められることから、保険給付費の増加は避けて通れないとされています。

介護保険制度は、2000 年 4 月に家族介護から社会で支える介護へというスローガン掲げて導入されたものですが、サービスを充実させれば保険料が上がるという仕組みであることから、現在、保険料は制度導入当初に比べて 2 倍以上となりました。この間、実質的には下がってさらに少なくなった年金から保険料を引かれたら、利用料が払えるのかという不安を多くの方が持っています。

さらに意見書は、全国的にも人材不足が深刻な問題となっている中、介護支援専門員に限らず、介護施設の人材不足が顕在化しており、安定した介護が受けられる体制維持が課題となっているとして、介護人材対策、介護予防、重度化防止に努め、市民ニーズに合った介護保険事業に取り組みたいと結んでいます。こうした人材不足の課題も、やはりこの介護保険の仕組みによるものであることは改めて言うまでもありませんが、この介護保険制度を立ち上げた元厚生労働省幹部でさえも、保険あって介護なし、国家的詐欺だと反省の弁を述べているものです。担当課の職員も介護現場の方たちも決められた制度の中で、意思疎通を図

りながらきめ細かな対応と努力をされています。そのことには心から感謝をしているところです。

しかし、そうした自治体職員や事業所の努力だけでは限界があります。利用者負担につながることなく、事業所がしっかりと正規・非正規にかかわらず、思い切った処遇改善に踏み出せるような介護報酬の引上げは喫緊の課題です。その抜本的な解決策は、国負担分を直ちに引き上げることです。しかし国は、訪問介護の報酬を引き下げ、その一方で利用料の3割負担の枠を広げるという、介護崩壊を招く無責任な姿勢を続けています。

国の姿勢を転換することなしに、介護保険制度がスローガンどおりの家族介護から社会で支える介護へ、必要な介護が保障される安心できる制度とはなり得ません。市長は、たとえ国の制度であっても制度内での努力にとどまらず、市民の命と暮らしの安全にとって改革が必要なところは積極的に国にも県にも物を言うべきと考えますが、そういった姿勢が見られないことが反対理由の1点目です。

もう一点は、大胆な市独自の対策が取られていないことです。介護事業対策は、経済対策でもあることを訴えたいと思います。財源だけを理由に必要な財政手当てがなされないことは、介護事業を困難にするだけでなく、地域経済をも弱いものにしていきます。

市長におかれましては、国の制度の枠内での努力にとどまらず、担当課の職員の苦労や介護の現場で働く人たち、そして利用者とこれからの利用に不安を抱えている多くの方の声をしっかりと受け止め、国に強く訴えていただきたいこと。あわせて、市の独自対策をさらに強化することを切に願ひまして、第83号議案 令和6年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についての反対討論といたします。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 第83号議案 令和6年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、未来創政会を代表して、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

南魚沼市における介護保険事業の運営が、地域住民の皆さんの暮らしを支える上では不可欠な役割を果たしていることを私は高く評価したいと思っております。特に評価すべき点は、介護人材確保緊急5か年事業でも分かるように、介護従事者の確保・定着を目標とした支援制度の強化が挙げられております。これは介護分野の人材不足という全国的な課題に対して市独自の取組で対策を講じる点で、特に評価に値するものであります。

また、介護職員への経済的支援であります。介護の資格取得や研修にかかる費用を助成したり、介護の仕事を目指す人やスキルアップをしたいと考えている人にとって経済的な負担を軽減し、キャリア形成を後押ししている上で非常に有効な施策であると思っております。また、市内の介護人材不足も昨年度は100人以上おられましたけれども、今は48人まで減っております。施設入居希望者の待機期間を見ても1年半から1年ぐらいに短縮されております。現場の皆さんが一つ一つ、真剣に取り組んでいただいたあかしであり、大いに評価するとともに、本当に感謝を申し上げる次第であります。

そうした中で、南魚沼市の今後の介護事業において特に重要なのは人材確保と育成であります。そして地域全体で高齢者を支える仕組みの強化であります。南魚沼市は高齢化が進行しており、2045年には2.4人に1人が65歳以上になると推計されております。この状況に対処するために、以下の取組を望むものであります。

1つは、やはり介護人材の確保と育成であります。就労定着支援の強化は、市が市外からの就職者や有資格者に対しての就職支援金や継続支援金を支給するなど人材確保の取組を行っております。今後も介護職員の資格取得費用を補助するなどの支援策を継続・拡充して、市内の事業所への就職を促進していくことが重要であると考えております。

2点目は、労働環境の改善であります。職員が長く働き続けられるように、労働条件や資金の改善、ICTを活用した業務効率化による負担軽減など働きやすい環境づくりが求められております。

そして、地域包括ケアシステムの推進であります。他職種連携の推進が必要になってくるわけであります。医療機関や介護事業所とまた行政、そして地域の住民が連携した中で、高齢者の生活を支える体制をさらに強化する必要があると思っております。魚沼医療圏域全体で、医療と介護情報を共有するうおぬま・米ねっつのようなシステムの活用をさらに推進していただきたいと思っております。

そして、地域コミュニティの再構築であります。少子化や核家族化により住民同士のつながりが希薄になりがちであります。高齢者サロンや配食サービスなどの地域住民による見守り、支え合い活動を活性化させることで孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境にすることが重要であります。さらに、介護予防事業の強化であります。介護が必要になる前の段階から、高齢者が心身ともに健康維持できるよう、運動や社会参加を促すプログラムを充実させることが必要と考えております。

そして、やはり住まいとサービスの連携であります。当市は単身高齢者が増加しております。医療や介護サービスに加え、住まいや生活支援サービスを一体的に提供する仕組みの構築、高齢者の自立した生活を支援することが今後、大きな課題となると考えております。

そして最後に、本当にこの決算の内容を見たときに、今大変と言われている保険料収納率が99%を超え、財政の健全化が維持されている点は、私は特筆すべきことであると思っております。これは市民一人一人の協力と市の丁寧な収納努力のたまものであると深く感謝申し上げます。これらの点を踏まえて、本決算は市民の安心と安全を確保し、持続可能な介護保険制度を運用するための計画は適切に実行された結果であると確信しております。

そういうことから、令和6年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について賛成するものであります。皆さん全員の認定を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 83 号議案 令和 6 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 83 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 85 号議案 令和 6 年度南魚沼市病院事業会計決算認定に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第 85 号議案 令和 6 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

反対の立場を取る理由はただ 1 点、ゆきぐに大和病院の病床をなくし、診療所化した決算であることです。これまで日本共産党議員団は、病院事業会計については令和 5 年度決算、令和 6 年度予算以外は問題点を指摘することはあっても、全て賛成の立場を取ってきました。令和 5 年度決算では、予算のときにはなかった診療所化に向けた決算となっております。令和 6 年度予算は、まさに診療所化の予算となっており、診療所化はその予算どおりに執行されました。

ただ、ゆきぐに大和病院は単なる診療所に縮小されただけではなく、大和地域包括医療センターとして重装備の診療所となり、市民病院での増床も実現しました。これは大和地域だけでなく市内全域、近隣自治体の住民からの強い要望があったもので、その要望に応える努力がされたことには深く感謝し、敬意を表するものです。

しかし、大和地域包括医療センターとなった後も、市民病院へのアクセスなど、入院病床がなくなってしまったことによる市民へのしわ寄せは小さくないことを指摘しておきたいと思います。加えて、健友館の移転、大和地域包括医療センター自体の新築移転がどうなるのかなど、市民の不安と懸念は尽きません。令和 7 年度の決算が、こうした住民の不安や懸念に寄り添い、解決のための最大限の努力がなされたものとなることを期待し、反対討論としたいと思います。

○議 長 川辺議員、今令和 7 年度と言いましたが、令和 6 年度ですか。

○川辺きのい君 いや、令和 7 年度の決算に期待して、反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

22 番・関常幸君。

○関 常幸君 南魚みらいクラブを代表し、第 85 号議案 令和 6 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、賛成の立場で登壇いたしました。

日本共産党議員団の決算認定の反対はたとえどういう理由があろうが、令和 6 年度決算のみならず、魚沼基幹病院開院後の市病院事業の運営をも否定するものであって、断じて私は許すわけにはいきません。魚沼基幹病院の建設が決まったとき、ゆきぐに大和病院の役割は終わったという方も多数おりました。けんけんごうごう議論し、紆余曲折があり、骨太の全体計画、病院の再編計画、再々編計画と今日を迎えたことに感謝を申し上げます。

9 月 29 日には、議会全員協議会が開催され、大和地域包括医療センターの基本設計の説明があります。そして開院を目指します。ゆきぐに健友館 A I は、令和 8 年 4 月に開院いたします。人生 100 年、市民の命と健康を守る市民病院の決算に、反対があるとはゆめゆめ思っておりませんでした。議員全員の賛成をお願いし、討論を終わります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 85 号議案 令和 6 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、市民クラブを代表して、賛成の立場で討論に参加するものであります。

決算認定に対する市民クラブの考え方は、当初予算並びに補正予算で議会承認を得た事後に、そのお金の使い方がどうであったかを第一としております。令和 6 年度の当初予算においては赤字予算が提案されました。赤字予算を提案してくる、これはどういうことか。議会内でもいろいろと議論があったところであります。そして、決算をしてみました。赤字であります。しかしながら、昨年よりは赤字幅が縮小されてきているというわけであります。それぞれのお金の使い方については、委員会でいろいろな質疑がありました。その結果、委員会では全員一致で承認ということになったわけであります。

病院事業会計は公営企業会計であります。上下水道企業会計と同じでありますけれども、病院事業については全国的にも新潟県内を見ても、公立であろうが私立であろうが、病院会計が大赤字になってきている。これは令和 6 年度においても本当に大きな問題でありました。

新潟県においては、私立の中核病院に対する支援をどうするかということ、本気になって考えなければならない、そういう決算が令和 6 年度の病院会計、全国も含めて新潟県も全て同じでありました。特に医療人材の獲得競争が大変激化をしている。これは令和 6 年度決算の中でも質疑をされたところでもあります。こういう競争が激しい中で病院事業、地域医療を守る病院をどうやって維持していくのかということについては、当初予算でも提案者からもその熱い思いが語られました。

決算においては、議会はその思いが果たしてどこまでいったのかということも含めて議論をするわけですが、まずはお金の使い方がどうであったかということでありました。当初予算であろうが補正予算であろうが、議会承認を得た事業以外のことをやったという事

例は令和6年度にはありません。さらには大変要望の多い、しかしながら患者数の少ないという診療科も、公立病院としての役目としてやらなければならないだろうという思いの結果の赤字だったと思っております。

しかしながら、企業会計であります。赤字ということを議会としてすんなりと認めるわけにはいかないわけであります。持続可能な病院事業会計、このことをどうやって赤字幅を少なくし、黒字に持っていくか。そういう努力をしながら、この事業を続けていくということを期待して賛成をするものであります。同僚議員の多くの賛成をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第85号議案 令和6年度南魚沼市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第85号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を11時15分といたします。

〔午前10時56分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時14分〕

○議 長 日程第8、第98号議案 工事請負変更契約の締結について（財開工第1号 新大巻地域開発センター新築（建築）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第98号議案につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和7年6月13日に議決をいただきました工事請負契約につきまして、変更契約を締結したいものです。変更増となる金額が、市長の専決事項である契約金額の100分の5以内、かつ1,000万円以内の範囲を超えていることから、議会の議決をお願いするものです。議案1ページをご覧ください。

1、契約の名称は、財開工第1号 新大巻地域開発センター新築（建築）工事です。

2、契約金額は、（1）変更前が3億6,080万円、（2）変更後が4億1,523万4,600円、（3）変更増は、変更前の金額の15.1%に当たる5,443万4,600円です。

3、契約の相手方は、島田・ガービッジ特定共同企業体、代表者及び構成員は記載のとおり

りです。

3ページから5ページは、建設工事請負変更仮契約書です。議会の議決を経て、本契約とみなすものです。

6ページをお願いいたします。工事変更概要です。項目3の変更の内容は、主な変更部分を項目ごとにまとめ、それぞれの変更増減額を税込み額で記載したものとなります。

その下、4は変更の理由です。主なものは、敷地内にある老朽化した樹木について、地元からも伐採による危険回避の要望があるため、伐採、伐根の実施をするもの。また伐採・伐根により水路の撤去が必要となることによる水路敷設替工の追加。乗り入れ位置の変更と、これに伴うレベル調整のため、盛土工の実施と舗装面積の増。地盤改良に適さない土質の存在が判明したことによる不良土を良質土に置き換える工事の増などとなっております。

7ページが変更箇所の説明図で、平面図のほか、上段は不良土の置き換えを行う範囲を示した断面図となります。

以上で、第98号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっとお聞きしたいと思います。主な理由が樹木の伐採・抜根というようなことですが、これは地域住民からの要望があつて、危険性回避のためということだったのですが、当初、この設計段階でその危険性というのは、施工者というか、市側というか、その認識はなかったのかということ。それで、住民が要望してきた時期です。いつの時期で要望があつたのかということもやはり重要だと思うのでお聞きしたいと思うのです。15%の増というのは相当大きい増加だと思いますので、その辺を聞かせていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず樹木の老朽化というところでございますが、老朽化というのは認識しておりましたが、学校の樹木ということで、思い入れがある方々も地域の中にはあるだろうということで、当初は残す予定の方針で進めておりました。それで地元の要望ということですが、それにつきましては令和7年度に入ってから地元の要望をいただきまして、伐採・抜根の工法に切り替えたということでございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1点、樹木の件ですが、地元の説明会でももう伐採するということで説明があつて、当然私はこの契約の中に含まれているものだと思ったのですが、それは私の認識の違いということなのかどうか。それと当初の乗り入れ位置から変更になるということですが、当初の位置というのは確かに大分道路から下がるような感じですが、変更後の位置にすると、このかさ上げをどれくらいするつもりなのか分かりませんが、現在で多分変更後の乗り入れ位置と大体平らなので、逆に上るようになるので、そういう変更がなぜ必

要なのか、その辺を教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、樹木の伐採でございますが、最終的に地元の説明の中でご決定いただいたのが、令和7年7月1日だったと認識しております。その乗り入れの位置ですけれども、当初は木が間隔的に並んでいるわけですが、一番隙間の広いところを狙って乗り入れ位置としておりましたけれども、伐採をすることによって、もっと安全な——先ほど議員がおっしゃったように勾配がついたような乗り入れではなくて、もっと安全な乗り入れにしようということで、乗り入れ位置の変更をさせていただきました。その結果として、伐採した根が例えば水路に絡みついている、水路の敷設替工などが発生するのですけれども、その敷設替工などもする上で、レベルを調整する必要があるまして盛土をするということに至っております。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 どれくらいかさ上げするつもりですか。今の変更位置にすると、逆に勾配がついて地面から大分上りになると思うのですが、今のグラウンドの高さからどれくらいのかさ上げという予定なのですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 すみません。高さのところまで今数値を持っておりませんが、勾配は学校側のほうが高いので……（何事か叫ぶ者あり）詳しい説明を財政課長がいたします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 総務部長が最初に説明したとおり、当初は桜の木が一番空いているところ、この7ページの真ん中の辺りにやっておりますので、非常に道路とその土地の勾配が急でした。今回桜を伐採することによって、一番下のほう、国道17号線側のほうに乗り入れ口をずらしたことによって、比較的勾配が少なくなります。ただ、盛土をしないと平らになりませんので、盛土をするというような形にさせていただく予定になっております。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 さっきも言ったように、この変更後の乗り入れ位置が、現時点でグラウンドと道路がほとんど平らなのです。そこに盛土をさらにするということは——今も盛土をもうしていますよね。それをさらに上げるということになると大分上らないと開発センターの敷地にたどり着かないというか、上りになると思うのですが、なぜそういうことをするのかというのが分からないのですが。大体何センチメートルかさ上げするつもりなのですか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 下水道の関係の勾配もあることから、高いところで90センチメートル、低いところで30センチメートルの盛土を予定しております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2つだけお聞きします。水路の敷設替工ですけれども、伐採・伐根したためにこれを替えなければいけないということですが、要するに根か何かは張っていて、それを外すために水路に当たってしまっ取れないからということなのか。何で伐根・伐採したら水路の敷設替えをしないといけないのか分からないので、そのところを説明していただきたいと思います。

それと地盤改良工事ですが、不良土置き換えによる増ということですが、要するにこれは事前の調査はされていなかったということによろしいのですか。その点をひとつお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の水路でございますが、伐根をする際にその根が絡みついている場所があるということと、昔の石積みの水路でございますがなかなか勾配も取れていないところもあったということで、この伐根によって水路を敷設替えしたいということでございます。

また、2点目の地盤改良工事でございますが、地盤改良につきましては、最初にボーリング調査をしたのですけれども、そのときはまだ国道側の土地の購入が決定する前の段階でしたので、もうちょっと学校側のほうに建物を造るという予定でした。そのときのボーリング調査でしたので、なかなか今の建物のところでやっていないということで、設計をする段階で、実際に建物がくるところでスクリュウエイトサウンディング試験というものをしております。ただ、その試験につきましては、その土を取り出して、コンクリートの配合をして、それがどのくらい強度があるかという試験ではないものですから、その地盤改良の必要性の細かいところまでは分からなかったということでございます。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 水路の件は分かりました。それなら確かにやらなければならないと思っいて、それは適切だと思います。

地盤改良の件ですけれども、今回は5,400万円のうち1,800万円ということで結構大きな額になっています。やはりそういうのは事前に入念に調査すれば先に分かることです。そうすれば当初予算に入れておいて、ここで増額ということもないので、今後もう少し地盤改良は——特に建築工事ではいろいろな工事が出てくるものですから、これから多くの建築工事があるわけなので、それを今後もう少し慎重にやっていただくという考えがあるかないか、それだけお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 入念に調査をした上でというのはもっともな話だと思います。ただ、今回は説明図の図面の中でもご覧いただいたとおり、上の断面図でご覧いただきますと、国道側に行くにしたがって、その不良土というのが広がっております。この土につきましては、本当にコンクリートの配合をしてみても、どのくらい強度が得られるのかというところを調べてみないと分からなかったという部分でございます。なので、工事を発注してからの、現場で専門業者を入れた試験の中で判明したということでございまして、なかなか工事の当初予算の

中に入れるのは難しかったかというふうに考えております。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 確かにそれは私も経験があるので分かるのですがけれども、やはりお金がかかる問題ですので、民間でそれをやるのはなかなか難しいのです。ただ、やはり公共事業なので、そういうことをちゃんとやっていけば、当初の予算が確実なものが出てきて、それで我々も議論しやすいし、工事を入札するときも、そういうものが出てくればかなり正確な額が把握できると思うので、ぜひそれは公共の立場からいえば、やっていただければと思います。その点をもう一回どうでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 現場状況の把握に努めて進めてまいりたいと考えています。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1点だけお願いします。内装のほうなのですからけれども……

○議 長 マイクを近づけてください。

○川辺きのい君 内装のほうですけれども、倉庫を多目的室に変更するというところで、地域づくり協議会との協議の結果ということですが、倉庫は要らないということでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 当初は倉庫が必要だということで、例えば市報の配布をするにしても、そこに車をつけて、倉庫になっていけばそこに市報を取りあえず仮置きして、そこから車に積み込めるといようなことで、便利で都合がよいということで設計をさせていただきました。逆に地域の方々からは、広場になっているところで、例えば地域の催し物、イベントなどをしたときに、ここが倉庫ではなくて普通に使える場所だったら、例えばそこで子供を預かるとか、そういったことも可能になる。そちらのほうが大事なのではないかということで検討した結果、今回の変更ということになっております。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 では倉庫はないということ、なしでも大丈夫だということですね。

○議 長 総務部長。

○総務部長 部屋にしたことによって、何かを仮置きするという機能は失われないと思いますので、そういったことも含めてこれから活用してまいりたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 98 号議案 工事請負変更契約の締結について（財開工第 1 号 新大巻地域開発センター新築（建築）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 98 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 99 号議案 工事請負変更契約の締結について（健診工第 1 号 健診施設等建設事業 建築工事）、及び日程第 10、第 100 号議案 工事請負変更契約の締結について（健診工第 2 号 健診施設等建設事業 電気設備工事）、並びに日程第 11、第 101 号議案 工事請負変更契約の締結について（健診工第 3 号 健診施設等建設事業 機械設備工事）、以上 3 議案を議題といたします。3 議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 99 号議案、第 100 号議案、第 101 号議案についてご説明申し上げます。

これらの議案は全て令和 6 年 6 月 10 日に議決をいただきました健診施設等建設事業に係る工事請負契約で、建築工事、電気設備工事、機械設備工事について、それぞれ変更契約を締結したいものです。変更増となる金額が、市長の専決事項である契約金額の範囲を超えているため、議会の議決をお願いするものです。

それでは初めに、第 99 号議案につきまして、ご説明申し上げます。議案 1 ページをご覧ください。

1、契約の名称は、健診工第 1 号 健診施設等建設事業 建築工事です。

2、契約金額は、（1）変更前が 19 億 8,880 万円、（2）変更後が 21 億 3,275 万 8,100 円、（3）変更増は、変更前の金額の 7.2%に当たる 1 億 4,395 万 8,100 円です。

3、契約の相手方は、本間組・新潟ガービッチ・高橋建設特定共同企業体、代表者及び構成員は記載のとおりです。

3 ページから 5 ページは、建設工事請負変更仮契約書です。

6 ページをお願いいたします。工事変更概要です。項目 3 の変更の内容は、主な変更部分を項目ごとにまとめ、それぞれの変更増減額を税込み額で記載したものです。

その下の項目 4 は、変更の理由です。主なものは、地中障害物の撤去及び地盤状況に合わせた工法の見直しによる増。防水工事の工法精査による減。ZEB 基準に合致させるために、既存病院の渡り廊下接続部の改修が必要となったことに伴う増。雪冷房システムの貯雪スペースの安全対策の実施などによる増額。賃金・物価の著しい変動により、請負金額が不相当となったことから、インフレライドの適用による増額。大雪に伴い除雪が必要になったことから共通仮設費の増額などとなっております。

8 ページが、変更箇所の説明図となります。

第 99 号議案の説明は以上となります。

続きまして、第 100 号議案につきましてご説明申し上げます。議案 1 ページをご覧ください。

1、契約の名称は、健診工第 2 号 健診施設等建設事業 電気設備工事です。

2、契約金額は、(1) 変更前が 6 億 3,580 万円、(2) 変更後が 7 億 2,626 万 6,200 円、(3) 変更増は、変更前の金額の 14.2%に当たる 9,046 万 6,200 円です。

3、契約の相手方は、小島・富山・ローテック・吉田特定共同企業体、代表者及び構成員は記載のとおりです。

3 ページ、4 ページは、建設工事請負変更仮契約書となります。

5 ページ、6 ページは、工事変更概要です。項目 3 の変更の内容は、主な変更部分についてまとめたものです。

その下の項目 4 は、変更の理由となります。主なものは、将来の医療機器の入替えや災害時の必要電源容量を精査し、受変電設備及び非常用発電機を規格変更したことによる増。蓄電池の規格変更及び自動火災報知機の数量変更による減。不測の地中障害物によって既存の仮設ケーブルの切替えなどが必要となったことによる増。インフレスライドによる増額などであります。

7 ページが、変更箇所の説明図です。

第 100 号議案につきましては以上となります。

続きまして、第 101 号議案につきましてご説明申し上げます。議案 1 ページをご覧ください。

1、契約の名称は、健診工第 3 号 健診施設等建設事業 機械設備工事です。

2、契約金額は、(1) 変更前が 7 億 6,340 万円、(2) 変更後が 8 億 3,534 万 4,400 円、(3) 変更増は、変更前の金額の 9.4%に当たる 7,194 万 4,400 円です。

3、契約の相手方は NNC・北村商事特定共同企業体、代表者及び構成員は記載のとおりです。

3 ページ、4 ページは、建設工事請負変更仮契約書です。

5 ページをお願いいたします。工事変更概要となります。項目 3 の変更の内容は、主な変更部分を項目ごとにまとめたものです。

その下の項目 4 は、変更の理由です。主なものは、雪冷房システムの仕様変更により、空気調和設備及び排水設備の追加・規格変更と自動制御設備の追加による増。空調設備・給水設備、厨房機器設備を精査し、仕様変更したことによる減。インフレスライドによる増額などであります。

7 ページが、変更箇所の説明図です。

以上で、第 99 号議案、第 100 号議案、第 101 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 3 議案を一括して質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では第 99 号議案で 1 点、その次の第 100 号議案で 1 点、合わせて 2 点お伺いいたします。まず、第 99 号議案ですけれども、既存病院棟改修の関係なので、ここで Z E B 基準に合致させるためというようなことがあるのですけれども、Z E B 対応というのはこの施設の目玉のところでありまして、Z E B 基準を受けて補助金も入っているわけなので、ここに来て基準に合致させるというのは、どうも納得いかない部分があります。どういうことでこういうことになったのかというところがお聞きしたいところです。

次が第 100 号議案ですが、ここも事前にどうにかならなかったのかという観点ですけれども、必要電気容量の精査による変更ということなので、これを精査したら施設の電源量、そしてまた災害時の必要量、そこら辺を精査したら思ったより多かったという、これだけの施設をつくる趣旨からして、ここら辺は当然私は算定の中に入っていてしかるべきだというようなことがあるのですけれども、これについてももう少し説明を加えていただきたい。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 Z E B 基準に該当させるためのいろいろな設計というのは、当初からあったわけでありまして。結局、建築基準法の中で Z E B 基準における増設というのが、渡り廊下から既存の多目的ホールにつながりわけですけれども、そのつないだところが部屋だと、新健診センターが増設という形に建築基準法ならないということなので、渡り廊下から既存の病院の施設につないだところを廊下にする必要があるということで、大きくその Z E B 基準の適用を全体に図るためには、そういうふうなことを、もう一度既存の施設を造り変える必要があったという点で、それは最初分からなかったわけです。いよいよ研究していったら最後の段階でそうだったということで、誠に申し訳ないのですけれども、そういうことが理由であります。

それから電源の問題については、経営管理部長に説明させます。

○議 長 経営管理部長。

○経営管理部長 電気容量の精査につきましては、院内のヒアリングを行った際に、今入れる検査の機械を基準にこれまで容量のほうを検討してきたのですけれども、昨今、医療の検査機器の高性能化に伴う容量の増大というのが非常に顕著になってきているというふうに、医療機器メーカー等からも情報を得まして、では将来的に例えば 5 年後、10 年後、15 年後と機器を入れ替えたときに、果たしたこの電源容量で賄えるのかというところが 1 つ問題になりまして、見直しをかせらせていただいたものでございます。

また、非常用電源につきましても、避難をしてくる方の人数ですとか、そういったところを総務部の防災担当とかと詰めたことに加えまして、今まで 1 階と 3 階が避難所としていて、特に 3 階は福祉避難所で、何かあったときに 1 階も避難所としようということで進めてきたのですけれども、病院事業の中でも検討しまして、2 階の部分もある程度避難収容ができたほうがいいのかということで、電源容量の見直しをさせていただいたものでございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3議案共通ですけれども、雪冷房の関係です。一般会計の決算の議論の中で、今南分館でやっているシートの雪保存の社会実装という議論の中で、大巻開発センターは確立したそういった技術でやって、病院の場合は社会実装の延長線上で、建物ではなくてシートでというようなお話があったと思うのですけれども、今見ましたら、それで変更で減になるのかと思ったら、3議案とも全部外構の雪冷房関係が増額の変更になっているものですから、この辺3つの変更契約で、雪冷房関係でどのくらいになるのか。それから今の南分館のものの社会実装の延長線上にあるということで、普通ですと大分工事費が抑えられるのかという感じで聞いていたのですけれども、その辺の内容についてお聞かせいただければと思います。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 この雪室というのは物すごく難しく、実は当初、南分館方式を参考としておりまして、設計額を1,860万円程度にしておりました。その後、最後の段階で箱型にするのか、つい立てを作ってシートをかぶせるのか、いろいろ検討したのですけれども、予算の範囲内でいろいろやろうということでした。

我がほうは、目的が夏季のピーク時の電気容量をカットするというを主な目的にするために、その目的に合うだけの機能があればいいということで、箱型にせずに比較的予算の低いシート型にしたのです。これを箱型にしますと確か全体では2億円以上の経費がかかるということだったものですから、今回はご提案した雪室の社会実装の形でやっております。追加として建築工事で2,500万円程度、電気工事で118万円程度、機械設備工事で2,800万円程度、合計5,470万円程度という形で増額しております。しかしそれでも、箱型にするよりも予算の範囲内でできて目的を達成するというので、社会実装のほうのシート型に変えたという経緯でございます。最後の最後まで検討したということでございます。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうすると、シート型ほうが箱型よりかなり安くということですが、当初から雪冷房というのは計画に入っていたと思うのですが、当初の計画がどうで、そのシート型にすることで5,400万円が、当初計画より増えるということだと思うのです。その箱型は2億円からかかる、シートだとこの変更でいいと思うのですが、当初予算の計画というのと、そうするとどういう計画で、それがどうなってこの5,000万円以上かかるようになったのか。そこをお願いしたい。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 ご質問はごもっともですけれども、当初、その南分館の雪冷房システムを基に単純に設計していったのですが、いろいろ検証が進む中で、メンテナンス等に課題が発生していくことから、方式の改善、さらにご質問があればここも詳しく後で説明させますけれども、そういった方式の改善が細かく生じたものですから、先ほど申し上げた形の増

額が必要になったということでもあります。シート型にする社会実装という点では変わらないけれども、単純に南分館の雪冷房システムのような形だけで済むと思っていたところが、ちょっと違ったということをごさいます、非常に最後の最後まで研究して、メンテナンス、維持することも観点に考えながら、こういう変更契約をしたいということをごさいます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3議案とも変更の理由の中に、医療現場からの要望等による変更というのがあるのですが、当然新しい施設を造るわけで、どういうのがいいかということでは現場でかなり検討されて、設計がされたのではないかと思うのですが、ここに来て、全て医療現場からの要望という形で増加になっている、その辺の理由を教えてください。

○議 長 経営管理部長。

○経営管理部長 今ほご質問にお答えさせていただきます。実施設計の段階では、基本的には平面図までしか引かれていない状態で進めるような形になっておりますが、建設業者が決定した後に総合図という、例えば平面図も1つの平面図の中に、例えば電気の配線、排水、給水の配線、電灯の位置ですとか、医療機器をどこに置くかというものを総合的に作る図面のほうを作成するのが建築時の慣例となっております。

その総合図を作ってみないと、実は建築、電気、設備等分かれていた図面が1枚になっているものというのが存在しないというのが今の流れになっております。そういったことで1枚の図面のほうに全て落とし込んだ後に、医療現場のほうに例えばスイッチの位置が使いやすい位置にあるとか、コンセントが実は足りてないのではないとか、あとは設計している途中から、新しい機器のシステムとかに変わった分で、例えばラウンド配線を増やさなければいけないですとか、そういったものの本当に細かい精査をしております。

当然ですが、実施設計段階でも、なるべく工事になってから追加でこういう変更がないようにということで、かなり力を入れて院内で検討してはりましたが、やはり実施時になって変更が出てしまったといったことをごさいます。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 地中障害物の撤去に関してなのです。1つだけというか2問で、1つは何が出てきたのかというところのです。

もう一つは、多分この工事を行う前に地歴の検査とボーリングはやっていたと思うのですが、それでも分からなかったということは、多分音波検査とか、そういったところまではやっていなかったのかと思うのですが、そこら辺どうなるか、そこを確認させていただきます。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 地中障害物の問題であります。今回の工事で我々がもっとも心配していたことの1つが、旧六日町病院の跡地で工事を行うということでありまして、まず地中に

残されたまづくの影響等を心配したわけであります。事前に解体工事の資料であるとか、あるいは駐車場造成工事の資料を調べて臨んでおります。音波検査まではしていないですけれども。それで幸いに、旧六日町病院のくいは全て上手にうまく避けることができました。しかし今回、旧六日町病院のエネルギー棟の煙突の基礎などが非常に深いところにあります。これを発見したわけでありますけれども、残念ながらこの障害物を一部は撤去しましたけれども、部分的にはそれを避ける形で工事を施工することとなってしまいました。そういうことで、本来市民病院を造る際にも、そういうものを除去して完全な形ということはあったかかもしれません。全てそれらについては網羅的に把握して、個々の漏れがないようにすべきだったということがあるのですけれども、この煙突の基礎という部分で予見できなかったものが出てきて、それを避けることができなかつたというのが大きな原因でございませう。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 余計にできないものとか、思わぬものが出てくるということは工事においてはよくある——よくあつてはいけないのですけれども、あることなので、そのこと自体は別に責められることもないと思うし、問題にならないと思うのですが、やはりそれをせめて調査している段階で、さっきの話とつながってしまうのでぐだぐだ言いたくないのですけれども、やはり先に調べておいて、きちんと予算化できるようにする。もしくは計画を立てられるようにしたほうが、やはり公共事業としては質も高くなると思いますので、その辺をもう一回、先ほどの議案の答弁と似たようなところもありますけれども、そこら辺を考えていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。何か答弁があればお願ひいたします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 先ほど来申し上げましたように、くいについては成功したのですけれども、成功できなかった煙突の基礎があつたということでありまして、これを今後、大型工事をする際に市として知的財産といいますか、今後の参考にするようにしたいと思ひております。

以上であります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第99号議案で2点ほどであります。6ページ、7ページに工事変更概要が出ております。同僚議員から出ましたけれども、変更の理由①で地中障害物撤去及び地盤状況による変更が大体6,100万円くらいですか。それと変更の理由⑥で除雪費、昨年の大雪によりということで1,100万円くらいでありますけれども、これはもう既に終わった仕事であります。ここで契約変更を議会が承認しなければお金が支払われないわけですが、業者のほうへの金の支払いというのはどうしていたのですか。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 金は支払っておりません。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると工事を請け負った業者との間では、これについてはどうこうするという話合いについては、雪解け、4月からずっと話をしてきたわけでありましょうけれども、どういった状況であったのか。申し訳ないけれども、業者とすれば人工賃でありますけれども、使った人工賃はもう毎月払わなければならないのです。その金がないということは大変な苦労かと思っておりますけれども、そこら辺はどういう話があったのか。

○議 長 経営管理部長。

○経営管理部長 業者との支払いの関係でお答えさせていただきますと、令和6年度の決算を認定いただきましたが、あちらのほうで令和6年度末までに終わった工事の支払いは終わっているという状態になっております。業者とは、現地でこういう地中障害のために変更が起こりますということで、私どもとしますと、当然ですがこれがあったからといって工事を止めるわけにもいかなかったもので、そのような対応をして進めてくださいということで、指示のほうをさせていただいております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 令和6年決算のほうで支払ったことになっているということは、大問題です。議会承認も得ていないのに、事業費を出したということですか。それは大問題です。病院事業管理者自身が支払っていないといっているわけですから、答弁が食い違っているのはどうですか。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 特に除雪費の問題ですけれども、支払っておりません。本当は除雪にお金がかかったのに向こうとの関係はどうなのだというご質問だと思うのですが、実際に支払っていないのです。それは企業として体力があったからかどうかわかりませんが、それらも含めて最終の変更契約の中で、全体を含めて議会の承認を得たいということで、得てから払います。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 全く本当に初歩的な部分で、1年生議員のような質問をして大変恐縮ですけれども、初日に補正が出たわけですが、補正が出てそれに基づいて今回、こういう契約内容の変更というふうにみなしてよろしいのでしょうか。追加でなくて、そういう形でいいのでしょうか。本当に初歩的な感じで恐縮でございます。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 全くそのとおりでございます。定例会の初日で補正をいただいた範囲内で、変更契約を行うということでございまして、そして承認を得てから金を払うということでございます。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと初日もあったように、物価スライドという部分がかかり出て

きています。そうした中で、賃金の部分ということで1.5%以上上がっているというふうな形でやるという説明をいただきました。そして、当初からある程度物価スライドの部分は予算額を計上したけれども、実際こういうふうには上げざるを得なかったという話も聞いています。そうした中で、では請け負った現場のその会社等が賃金を実際に支払われているか、もらっているのかどうか——要するに従業員に対して。そこを今後どのように確認しようとしてされているのかお伺いさせていただきます。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 　いつか寺口議員からも社会厚生委員会でご質問があったと思いますけれども、名前は忘れましたが、公契約条例があって、相手の企業がきちんとその内部で支払えているかどうかということ、自治体が把握すべき義務を負うような仕組みもございます。ILOの関係でございますけれども、我が国はそれは比準していませんけれども、幾つかの自治体ではそういう義務を負ってきちんと払っていることを承知しております。

ただ、我がほうはそこまで賃金台帳を調べる形でございますけれども、その辺についてはきちんと向こうも企業ですから、先ほどもご質問あったように従業員の賃金も含めて、全部物価も含めて請求してきております。その折り合いが合意したところで変更契約を出しております、向こうの要求を抑圧したとか、そういうことは全くございません。恐らく、逆に言いますと、それは向こうの賃金台帳がどうなっているかということ調べれば一番いいのでしょけれども、我がほうとしてはそこまで権限がないので、向こうを信頼しているところでございます。

○議 長 　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 　討論と採決は1件ずつ行います。

第99号議案 工事請負変更契約の締結について（健診工第1号 健診施設等建設事業 建築工事）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 　お諮りいたします。第99号議案 工事請負変更契約の締結について（健診工第1号 健診施設等建設事業 建築工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 　第100号議案 工事請負変更契約の締結について（健診工第2号 健診施設等建設事業 電気設備工事）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 100 号議案 工事請負変更契約の締結について（健診工第 2 号 健診施設等建設事業 電気設備工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 100 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 101 号議案 工事請負変更契約の締結について（健診工第 3 号 健診施設等建設事業 機械設備工事）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 101 号議案 工事請負変更契約の締結について（健診工第 3 号 健診施設等建設事業 機械設備工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、発議第 2 号 30 人以下学級実現、教職員定数の改善、働き方改革、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

16 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 それでは、発議第 2 号 30 人以下学級実現、教職員定数の改善、働き方改革、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出について説明をいたします。

学校現場では貧困・いじめ・不登校に加え、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき問題から、子供たちの豊かな学びを確保することが困難となっております。国も自治体間の教育格差が生じないように三位一体改革で、国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。子供たちが全国どこでも共通の教育を受けられるよう、学びを保障するための条件整備は不可欠であると思っています。以下、記載の 5 点について、国に要望するものがあります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第2号 30人以下学級実現、教職員定数の改善、働き方改革、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、発議第3号 南魚沼市議会会議規則の一部改正について、及び日程第14、発議第4号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正について、以上2議案を一括議題といたします。2議案について提出者の説明を求めます。

11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発議第3号 南魚沼市議会会議規則の一部改正について、及び発議第4号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

いずれも地方自治法の改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化等に対応するため、標準市議会会議規則と標準市議会委員会条例が改正されたため、所要の改正をするものです。

主な改正内容ですが、各種書面の提出等について、オンライン化及びオンライン委員会に対応するための制度の整備、そして字句の整理等であります。そのほか、このたび標準市議会会議規則と標準市議会委員会条例の改正に関連し、会議規則第118条の委員長の発言の規定におきまして、現行は委員長が委員として発言するときは、委員長席での発言としていますが、これは南魚沼市独自の規定であります。この独自規定を改め、標準市議会会議規則のとおり、第1項では委員席で発言することを規定し、第2項ではオンライン委員会における規定を設けております。

附則ですが、施行期日はいずれも交付の日からとしたいものであります。なお、これらの規定の整備により、手続等のオンライン化や、オンライン委員会の開催が可能とはなりますが、委員会の開催は対面での開催を基本とし、オンライン化やオンライン委員会の実際の運用につきましては、会派代表者会議や議会運営委員会で協議を重ねながら決定していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。議会運営委員会で審査し、全会一致でありました。全員のご賛同をよろしく願いいたします。

○議 長 2議案を一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論と採決は一件ずつ行います。

発議第3号 南魚沼市議会会議規則の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第3号 南魚沼市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議 長 発議第4号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第4号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 ここで市議会議員任期最終議会定例会の閉会にあたり、林市長からご挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長 大変貴重なお時間をお借りいたしますが、議員の皆様が任期満了を迎える最後の定例会ということでもあります。私から皆様に対しましてご挨拶を一言申し上げたいと思います。

まずは9月定例会、長期間にわたり、大変お疲れさまでございました。様々にご議論いただき、議案等につきまして可決いただきまして、大変ありがとうございます。結果だけでなく、皆さんと交わしました議論を基に市政に山積する課題に取り組んでまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

皆様が議員として務められましたこの任期中、4年間、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた中で始まったものでありました。遅れることが許されない各種対策、そしてそれぞれ市民、市政における、市民の皆さんをはじめとする多くの企業の皆様も含めました支援策等につきましても、臨時会や様々な場面で共に立ち向かっていただきました。

コロナ禍後につきましては、渇水や異常少雪、また豪雪などの度重なる自然災害にも見舞われてまいりました。皆様のご理解、ご協力のおかげで、最小限の被害にとどめることができたものと考えているところであります。

一方で、足下に泉ありという言葉にあるとおり、南魚沼市にある魅力を共に磨き上げることで、雪国南魚沼が多くの方々に認知され、1つの結果として、ふるさと納税寄附金額で県内1位、全国18位という位置を占めるまでになりました。皆さんと一緒に取り組んだおかげであると考えております。心から感謝を申し上げます。

議員の皆様は間もなく終了いたします。今回の任期をもって退任されるという方も、もしかするといらっしゃるかもしれません。また、再度この議場にとということで立候補される方も当然それはいらっしゃると思います。今後それぞれいろいろな形で前に進まれていくのだろうというふうに考えておりますが、私としては立場こそ違えど、お互いに南魚沼市の、そしてふるさとの発展を願う中で、多くの議論をときにはぶつけ合い、ある意味では気持ちも通じ合ってきた皆さんと、願わくば再び議場でお目にかかりたいと思っているところであります。

議員4年間、本当にお疲れさまでありました。これからも引き続き、様々な角度からのご指導をいただきたく、それぞれの立場からよろしく願いいたします。私からのご挨拶とさせていただきますが、何よりも皆さんをこの場所にずっと送り続けていただきましたご家族の皆様にも、ぜひとも私からお礼を申し上げていたということでお伝えいただければ幸いに存じます。本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。それでは私のほうからも一言ご挨拶させていただきます。

令和7年9月南魚沼市議会定例会の閉会にあたり、議長からも一言ご挨拶を申し上げます。議員、執行部、議会事務局の皆さん、大変お疲れさまでした。おかげさまで提案されました全ての議案、及び令和6年度の決算認定の審議を議了することができました。

今定例会は我々議員の任期中の最後の議会定例会となります。令和3年10月に22名の議

員が選挙戦を勝ち抜いてこられました。途中1名の失職もありましたが、それぞれの議員の考えや、個性、経験を生かしながら市民の声を市政にとの思いで、南魚沼市の発展、そして何よりも市民一人一人の幸せを願って議員活動をしてきたことは間違いないと思っております。

この4年間の中には様々な課題に向き合ってきました。なかなか収束しない新型コロナウイルス感染症、医療の再再編、高温・渇水対策、議会改革など、議会が一丸となり取り組んできましたことに改めて感謝いたします。

さて、私たち議員の任期もあと1か月となりました。今限りで勇退される議員の皆様、本当に長い間お務めいただきまして、心より敬意と感謝を申し上げます。そして、今まで支えてられましたご家族にも心よりお礼を申し上げます。まだまだ引き続き議員としてご活躍をお願いしたい方々です。市民もさぞかし残念な思いをしていることと思います。今後とも健康に留意され、南魚沼市と地域の発展のためにお力添えいただきますようお願いいたします。

そして、10月の市議会議員の選挙に立候補予定の皆様には、くれぐれもお体を大切に、市議会議員として再びこの議場に戻ってくることを願っております。私ごとではありますが、任期後半の2年間、至らぬ議長ではありましたが、皆様のご協力により務めさせていただきましたことに心から深く感謝を申し上げます。

結びになりますが、この議場におられます皆様のますますのご活躍と南魚沼市のさらなる発展を願って、今定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

○議長 以上をもちまして、令和7年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

[午後0時20分]